

論 説

集合債権譲渡担保と過払い金返還義務の帰属

道 垣 内 弘 人

- I. はじめに
- II. 集合債権譲渡担保の法律関係から見た不当利得の成否
- III. 集合債権譲渡担保の目的債権の回収と不当利得における「利得者」
- IV. むすび

I. はじめに

(1) 貸金債権の譲渡が行われたが、当該貸金債権の利息は、利息制限法の定めるところを超過しており、譲受人に対して支払われた弁済の全部または一部が、すでに完済された貸金に対する弁済と評価される時、過払い金返還債務は誰が負うのか。

通常の債権譲渡であれば、譲受人が負うのは当然である。しかしながら、債権譲渡が、当該債権を信託財産とするために行われており、譲受人が信託の受託者であるときはどうなるか、あるいは、債権譲渡が集合債権譲渡担保として行われており、譲受人が集合債権譲渡担保権者であるときはどうなるか、は現在、様々に論じられている問題である。前者においては、受託者には信託財産から生じる利益が帰属しないことになっていることから、また、後者においては、集合債権譲渡担保権者は担保の目的で譲渡を受けているだけなのだから、それぞれ通常の譲受人とは異なるのではない

か、ということが問題になり、そのことが、過払い金返還債務の負担にどのような影響を及ぼすかが検討されるわけである。

(2) このうち、信託の受託者については、近時、簡単ながら、私も論じる機会を得た。⁽¹⁾これに対して、集合債権譲渡担保の場合については、検討をしていない。そこで、本稿では、集合債権譲渡担保の場合について考察していきたい。

(3) 本稿の結論は、集合債権譲渡担保権者は、過払い金返還債務に係る債権の債権者に対して不当利得返還債務を負わない、というものである。このことを明らかにするために、本稿は、以下のような構成をとる。

まず、Ⅱにおいて、集合債権譲渡担保における譲渡担保権者の地位について整理する。ここでは、集合債権譲渡担保に関する判例法理は、《目的債権が譲渡担保権者に確定的に譲渡されている》と単純にまとめられるものではないことを明らかにし、当該集合債権譲渡担保が設定と同時に実行するというタイプのものでない限り、《譲渡担保設定者が、目的債権の取立て、および、回収金の自己使用を認められること》は、譲渡担保権者に「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」債権が移転しているという集合債権譲渡担保の本質を構成していることを述べる。

次に、Ⅲにおいて、Ⅱで明らかにしたところを前提とすると、集合債権譲渡担保の目的となっている貸金債権に係る債務について、いわゆる過払いが行われているとき、その過払い金返還債務を負うのは、譲渡担保設定者であり、譲渡担保権者ではないことを示す。

最後に、Ⅳにおいて、信託の場合との違いについて触れながら、簡単にまとめを付す。

(1) 道垣内弘人〔判批〕金法1977号67頁(2013年)。

II. 集合債権譲渡担保の法律関係から見た不当利得の成否

1. 集合債権譲渡担保の設定者の有する取立権をめぐる学説の議論

(1) 設定者が現在有する、および、将来有することとなる一定かつ多数の債権を一括して譲渡担保とするという集合債権譲渡担保については、かねて、譲渡担保権が実行されるまでの間、目的債権の取立権が設定者と譲渡担保権者のいずれにあるのが原則であるかが議論されてきた。そして、高木多喜男が、譲渡担保権者に目的債権の取立て・弁済充当権があるタイプのものを原則型とするのに対し、我妻栄が、譲渡担保権実行に至るまでは設定者に債権回収、および、回収金の自己使用が認められるのが原則であると解していると整理されてきた。

しかし、以上のような整理は単純にすぎるのであり、それぞれの論者が挙げる理由を検討してみる必要がある。

(2) 高木が、上記の形式を原則型とする理由は2つある。すなわち、①集合債権譲渡担保は、債務者の経済的状況が悪化した後になされることが多く、そうであるならば、設定者に取立権・回収金自己使用権を与えると、担保として機能しないこと、②第三債務者に対する対抗要件を具備すると、設定者による取立ては事実上制限されることになるので、設定者の取立権・回収金自己使用権を認めることは難しいこと、である。⁽²⁾

この理由について考察すると、まず、①の理由は、集合債権譲渡担保は、設定と同時に実行される、ということにほかならず、設定と実行までの間に時間的な間隔がある場合には妥当しないことがわかる。次に、②の理由は、第三債務者に対する対抗要件が具備されていないときに妥当しないことが明らかである。

(2) 高木多喜男「集合債権譲渡担保の有効性と対抗要件」同『金融取引の法理第1巻』116頁（1996年）〔初出=1981年〕。

(3) 他方で、我妻が、譲渡担保権実行に至るまでは設定者に債権回収、および、回収金の自己使用が認められるのが原則である、とするのは、集合債権譲渡担保が、「企業の経営を継続することを前提とするから」であるが、同時に、対抗要件が備えられたときには、取立ては制限されてしまうことを指摘している点が重要である。⁽³⁾つまり、我妻の議論は、第三債務者に対する対抗要件が具備されていないことを基本形とするものなのである。

(4) このように見てくると、両説にはさほど大きな差はない。設定と同時に実行されるわけではなく、設定者に通常のかたちでの経営を継続させることが前提の場合に、(第三)債務者対抗要件が具備されていなければ、設定者に債権回収、および、回収金の自己使用が認められることになるのである。

2. 最高裁平成13年11月22日判決の意味

(1) 以上の考察を踏まえて、最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁を見ると、その事案も含め、判決の意味がわかってくる。

すなわち、同判決は、譲渡担保設定者を甲、譲渡担保権者を乙、第三債務者を丙としたうえで、「甲が乙に対する金銭債務の担保として、発生原因となる取引の種類、発生期間等で特定される甲の丙に対する既に生じ、又は将来生ずべき債権を一括して乙に譲渡することとし、乙が丙に対し担保権実行として取立ての通知をするまでは、譲渡債権の取立てを甲に許諾し、甲が取り立てた金銭について乙への引渡しを要しないこととした甲、乙間の債権譲渡契約は、いわゆる集合債権を対象とした譲渡担保契約といわれるものの1つと解される。この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されており、ただ、甲、乙間において、乙に帰属した債権の一部について、甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意が付加されているものと解すべきで

(3) 我妻栄『新訂担保物権法〔第3刷〕(民法講義Ⅲ)』674頁(1971年)。

ある。」と述べている。

しかし、同判決は、事案としては、債権譲渡担保設定について確定日付のある証書による通知が第三債務者に対して行われているものであった。そうすると、上記の学説のいずれの立場に立っても、譲渡担保権者に取立権があることになってしまうのである。もっとも、我妻は、このときでも、「取立てた金銭を全部被担保債権の弁済に充当するのではなく、一定率で設定者に返還する特約があるのが普通であろう⁽⁴⁾」とするが、譲渡担保権者に取立権があること自体は認めている。

そうなると、「企業の経営を継続することを前提とする」という集合債権譲渡担保の目的を達成できないことになる。そこで、「甲に取立権限を付与し、取り立てた金銭の乙への引渡しを要しないとの合意」をし、かつ、丙に対してその旨を通知することが必要となる。そして、同判決は、まさに、そのような事案についての判決なのである。

同判決の調査官解説も、次のように述べている。

「集合債権の譲渡担保は、法形式としては、あくまで債権譲渡を利用して非典型担保であり、形式的には担保権者に目的債権を譲渡するものの、正常な経営が続いている限りは、譲渡目的債権の管理、処分はこれを譲渡した担保設定者が行い、危機状態に至ってから担保権者がこれを管理、処分するというものである。このような管理処分権の帰属に関する法律構成は、集合債権譲渡担保の契約形式のうち、危機状態になるまで対象債権を担保権者に移転させない停止条件型、予約型においては問題にならない。また、本契約型であっても対抗要件の具備を留保している場合には対象債権の債務者に債権譲渡を対抗できないから、譲渡人がその債権の取立てをすることができるのは当然であり、やはり問題にならない。しかし、本契約型で譲渡について対抗要件を具備している場合は、実行通知がされるまで譲渡人が債権を取り立てて取立金の返還を要しないという実態を、いか

(4) 我妻・前掲書674頁。

に法的に構成するかが問題になる。本件は、まさにこの点が問題になる事件であった。⁽⁵⁾

上記解説が、「本契約型であっても対抗要件の具備を留保している場合には対象債権の債務者に債権譲渡を対抗できないから、譲渡人がその債権の取立てをすることができるのは当然であり、やはり問題にならない」としていることは、後に述べることも関係し、重要である。

(2) もっとも、同判決は、「この場合は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、甲から乙に確定的に譲渡されて」いる、と述べている。しかし、これについては、同判決に関する事件において、何が争われていたかを考えるべきである。すなわち、当該事件で問題になっているのは、将来債権についての譲渡の効力がどの時点で生じるか、である。そして、この時点で説かれていた他の見解、すなわち、将来債権についてはその発生時に譲渡の効力が生じるのであり、それまでは予約にすぎないといった見解等を否定するという文脈で、将来債権についても、譲渡契約が締結されたときに譲渡の効力が生じるということ、を、「確定的に譲渡されて」いる、と表現したものである。

「確定的に譲渡されて」いる、という言葉自体には、債権者としてのすべての権能が、その時点で譲渡担保権者に移転している、という意味はない。そして、債権者としてのすべての権能が、その時点で譲渡担保権者に移転しているか否かについては同判決の事件では問題になっていない。何についての判断かということと切り離して文言を捉えることはできないのである。

(3) 周知のように、不動産譲渡担保については、「譲渡担保は、債権担保のために目的物件の所有権を移転するものであるが、右所有権移転の効力は債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ認められる」というのが判例法理である。⁽⁶⁾

(5) 三村晶子「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成13年度(下)』692頁(2004年)。

(6) 最判昭和57年9月28日判時1062号81頁。同旨のものとして、最判平成5年2月

このような判例法理は、譲渡担保が担保であることと、権利の移転という形式をとっていることを調和させるためのものであり、債権譲渡担保でも変わるところはない。

そして、前述した平成13年最高裁判決の調査官解説も、一定の担保権実行事由が発生するまでは譲渡担保権設定者が、取立権、および、回収金の自己使用を認められることが、「集合債権譲渡担保の本質的合意内容である⁽⁷⁾」としている。

(4) 以上からすると、平成13年最高裁判決をもって、集合債権譲渡担保において、譲渡担保権者に設定とともに完全に債権者たる地位が移転しており、したがって、譲渡担保権者に目的債権の取立権があることが原則かつ本質的であり、それを覆すためには特約が必要である旨を説いたものと理解することはできない。

《譲渡担保設定者が、目的債権の取立て、および、回収金の自己使用を認められること》は、当該集合債権譲渡担保が設定と同時に実行するというタイプのものでない限り、譲渡担保権者に「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」債権が移転しているという集合債権譲渡担保の本質の重要な一要素となっているのである。

Ⅲ. 集合債権譲渡担保の目的債権の回収と 不当利得における「利得者」

1. 「利益が事実上帰属した者」または「表見的法律関係の他方当事者」

(1) 不当利得は、法律上の原因なく利得をした者が、その利得を返還する制度である。伝統的通説は、この制度を、当事者間の「公平（衡平）」を実現する制度だと説明してきた。そして、そのような説明を採る論者の代表である我妻栄は、利得返還義務を負う「利得者」につき、「利益が事

26日民集47巻2号1653頁、最判平成7年11月10日民集49巻9号1953頁。

(7) 三村・前掲693頁。

実上帰属した者である」という定義を示している。⁽⁸⁾

これに対して、現在では、「類型論」と呼ばれる不当利得のとらえ方が有力である。この立場を一言でいえば、「不当利得法の機能に着目し、それを実体法の構造の中に位置づけようとしたもの⁽⁹⁾」ということになる。その具体的な位置づけ方法にはいくつかのものがあるが、少なくとも、「給付利得」と「侵害利得」を区別するということは広く承認されており、本稿で問題にしている不当利得が、「給付利得」の類型に該当することは明らかである。しかるに、この類型における「利得者」は、無効等の瑕疵のある契約（表見的法律関係）の他方当事者であることになる。

(2) さて、集合債権譲渡担保においては、譲渡担保権の実行事由が生じるまで、譲渡担保権設定者が、取立権、および、回収金の自己使用を認められることが、譲渡担保権者に「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」債権が移転しているという当該担保の本質を構成していることは、すでに述べた。そうすると、譲渡担保権者は、「利益が事実上帰属した者」という公平説からの定義にも、「表見的法律関係の他方当事者」という類型論からの定義にも、該当しないことになる。回収金の自己使用が譲渡担保設定者に認められているのだから、譲渡担保権者には、利益が事実上帰属していないし、また、表見的法律関係において債権を回収し、利益を得られるのは、譲渡担保設定者なのである。

IV. むすび

1. ここまでのまとめ

(1) 以上述べてきたところを、もう一度簡単にまとめておこう。

① 集合債権譲渡担保においては、同担保権が、即時に債権回収を図る

(8) 我妻栄『債権各論下巻一（民法講義Ⅴ4）』963頁（1972年）。

(9) 大村敦志『基本民法Ⅱ〔第2版〕』302頁（2005年）。

目的で設定されているわけではなく（つまり、設定と同時に実行がされるわけではなく）、設定者に通常のかたちでの経営を継続させることが前提となつて設定されているときで、（第三）債務者対抗要件が具備されていないければ、設定者に譲渡担保目的債権の回収、および、回収金の自己使用が認められることについて、学説に異論はない。

② 最高裁平成13年11月22日判決は、設定者が通常のかたちでの経営を継続させるためには、設定者に譲渡担保目的債権の回収、および、回収金の自己使用が認められるべきことが担保の本質から導かれるという理解のもと、（第三）債務者対抗要件が具備されているときにも、なお、譲渡担保権者から設定者に取立権が授与されているととらえたものである。

③ 判例法理においては、《譲渡担保設定者が、目的債権の取立て、および、回収金の自己使用を認められること》は、当該集合債権譲渡担保が設定と同時に実行するというタイプのものでない限り、譲渡担保権者に「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」債権が移転しているという集合債権譲渡担保の本質の重要な一要素となっている。

④ ③からの帰結として、譲渡担保権者は、「利益が事実上帰属した者」という公平説からの定義にも、「表見的法律関係の他方当事者」という類型論からの定義にも、該当しない。回収金の自己使用が譲渡担保設定者に認められているのだから、譲渡担保権者には、利益が事実上帰属していないし、また、表見的法律関係において債権を回収し、利益を得られるのは、譲渡担保設定者である。

以上からすると、集合債権譲渡担保において、その目的債権について過払いが生じたとき、その不当利得返還債務を負うのは、譲渡担保設定者であると言うべきである。

(2) もっとも、このことは、集合動産譲渡担保権者になっただけでは過払い金返還債務を負わない、ということであり、譲渡担保の実行により、現実に過払い金を受領したときには、その返還義務を負う。それは、「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」債権が移転してい

るのではなく、完全な債権移転が生じているからである。

しかし、そのときも、すでに生じている過払い金返還債務を引き継ぐわけではない。譲渡担保権者が受領した過払い金の返還債務を負うのである。

2. 信託の受託者についての検討との関係

(1) さて、私は、すでに、債権譲渡が当該債権を信託財産とするために行われており、譲受人が信託の受託者であるとき、信託設定後の過払い金については、信託の受託者がその返還債務を負うと主張している⁽¹⁰⁾。しかるに、ここでは、集合動産譲渡担保権者は過払い金返還債務を負わないと主張した。

この点で、いずれの場合も、債権譲受人は、一定の目的に限定された利益しか有しないのであり、同様に解されるべきではないか、別異に解するのは矛盾ではないか、と思われるかもしれない。

しかし、そうではない。

譲渡担保においては、その設定において行われる債権譲渡が、「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ」生じている。これに対して、信託は、設定者から受託者へ完全な債権譲渡が生じ、ただ信託の取り決め（受託者の権限設定、受益権の内容設定）によって受託者の権利が限定されているのである。債権者たる地位が制約されるメカニズムが異なるのであり、この点については、別途よりくわしく論じる機会を持ちたいと思っている。

(10) 道垣内・前掲注(1)。